

2011年3月18日

お客様 各位

中央労働金庫

東北地方太平洋沖地震による被災された皆さまへの緊急特別融資制度(無担保)について

このたびの東北地方太平洋沖地震による被害を受けられた皆さまに衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。中央ろうきんでは、東北地方太平洋沖地震によって被災(罹災)されたお客様の災害復旧等にかかる資金需要にお応えすべく、下記のとおり緊急特別融資制度(無担保)を制定し、全営業店舗で取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

【緊急特別融資制度(無担保)の概要】

	概要
貸出対象者	東北地方太平洋沖地震により被災した方のうち、当金庫の取引資格を満たす方
ご利用限度額	500万円以内
ご融資期間	最長10年
資金使途	本人または三親等以内の親族の今回の震災にかかる復旧等に要する生活資金全般
金利タイプ・利率	固定金利型：年0.8%
保証	(1) 保証機関：日本労働者信用基金協会 (2) 保証料率(上記金利に上乗せとなります) 団体会員の間接構成員の方：年0.5% 以外の方：年1.0%
担保	不要
必要書類	お申込みに際しては「罹災証明」のご提出は不要です(金庫所定書式により利用申告書のご提出を頂きます)。借入申込書・ご本人確認書類等のご提出が必要となります。
お取扱い期間	2011年3月18日より2012年3月31日の申込受付分までとなります。

団体会員とは中央労働金庫に出資いただいている、以下の団体会員をいいます。
労働組合 国家公務員・地方公務員等の団体 勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で事業年数が3年以上経過しているなど一定の条件を満たすもの

団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員(最低出資金1,000円が必要)となる必要がある場合があります。
審査の結果、ローン利用のご希望にそえない場合があります。
詳しくは、中央ろうきん 営業店までお問い合わせください。

以上

福祉ローン（東北地方太平洋沖地震にて被災された方への緊急特別融資制度）

（2011年3月18日現在）

1.商品名	ろうきん福祉ローン（東北地方太平洋沖地震にて被災された方への緊急特別融資制度）
2.お申込みいただける方	<p>中央労働金庫に出資のある団体会員の構成員、またはご自宅もしくはお勤め先(事業所)が当金庫の事業エリア内（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県）にある給与所得者の方で、次の条件に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お申し込み時の年齢が満20歳以上で、最終ご返済時が満71歳未満の方 ・同一勤務先に1年以上勤務し（自営業者等の給与所得以外の方は原則として3年以上）、かつ現在のお住まいに1年以上居住されている方 ・安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上ある方 ・金庫所定の保証協会の保証を受けられる方 <p>契約社員・パート社員の方、自営業者等の方も一定の条件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。 中央労働金庫は労働組合がない会社にお勤めのかたでもご利用いただけますので、お気軽に最寄りの営業店にお問い合わせください（お取り引きは、ご自宅またはご勤務先に近い営業店となります）。</p>
3.お取扱い期間	・2011年3月18日～2012年3月31日受付まで
4.お使いみち	<p>本人および配偶者、親族にかかわる「今回の震災にかかる復旧等に要する生活資金全般」にご利用いただけます（対象親族は三親等以内となります）。</p> <p>お申込みに際しては「罹災証明」のご提出は不要です。（金庫所定書式により利用申告書のご提出をいただきます）。</p> <p>「借入申込書」・「ご本人確認書類等」のご提出が必要となります。</p>
5.ご融資金額	<p>・10万円以上500万円以内（5万円単位） ただし、次の(1)の範囲とします。 (1)税込み年収に占める年間返済額の割合が30%以内（年間返済額には他のお借入れのご返済分も含みます。また年間返済額は、当金庫所定のルールにより算出します。）</p> <p>上記の返済割合を超える（住宅ローン返済中のため等）申込みについても、年収に応じ、お取扱いができる場合がございますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。</p>
6.ご返済期間	・最長10年
7.ご融資金利	<p>・固定金利での取扱いとなります。</p> <p>【固定金利】</p> <p>・お借入時の金利をご返済終了日まで適用します。</p>
8.ご融資方法およびご返済方法	<p>・ご融資金は原則として、お支払先へお客様名でお振込みさせていただきます。</p> <p>・ご返済方法は元利均等毎月返済または元利均等毎月・一時金（ボーナス）併用返済です。一時金（ボーナス）返済部分は総貸付額の50%までとなります。</p> <p>元利均等返済とは、毎回支払う元利金（元金と利息の合計＝1回あたりの返済額）が一定である返済方式です。返済回数は毎月・一時金（ボーナス）併用返済の場合年間で、毎月が12回、一時金（ボーナス）が2回です。</p>
9.担保	・不要です。

10.保証	<p>当金庫指定の保証協会をご利用いただきます。（保証料はお客様の負担となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別途、以下の保証料が上乗せされます。 (1) 団体会員の構成員の方：年 0.5% (2) (1)以外の方：年 1.0%
11.手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上返済（全額返済を含む）は無料をご利用いただけます。 ・団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会すること、または当金庫の個人会員（最低出資金 1,000 円が必要）となる必要がある場合があります。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>団体会員とは</p> <p>中央労働金庫に出資のある、以下の団体の会員の構成員の方</p> <p>労働組合、 国家公務員・地方公務員等の団体、 勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で事業年数が3年以上経過しているなど一定の条件を満たすもの。</p> </div>
12.お問合わせ・相談・苦情等の受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容や商品に関するお問合わせ・相談・苦情等は、お取引店か最寄の本支店または下記のフリーダイヤルにて受付けます。 <p>【お問合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時～午後6時</p> <p>【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組の概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>【中央労働金庫ホームページ http://chuo.rokin.com】</p>
13. 第三者機関に問題解決を相談したい場合	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。 <p>なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ること可能です。</p> <p>【窓口：(社)全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>【仲裁センター】</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249</p> <p>仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p>【中央労働金庫ホームページ http://chuo.rokin.com】</p>
14.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他詳しい内容、返済額の試算についてご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。また、中央労働金庫インターネット上のホームページでも返済額の試算がご利用いただけます。 <p>【中央労働金庫ホームページ http://chuo.rokin.com】</p> <p>なお、ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。</p>

中央労働金庫